

返戻金制度に関する事項

株式会社ヒューマンブレインアソシエーツ
許可届出番号 23 - ユ - 301476

会社間で締結する「人材紹介契約書」に返済義務の条項に定めております。

第8条 (返済義務)

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が、

入社後 1 ヶ月未満の場合 : 本件報酬の 80%

入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の場合：本件報酬の 50%

入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 20%

以上